

平成27年第7回農業委員会総会議事録

- 1・会議名 有田町農業委員会 第7回総会
- 2・日時 平成27年7月1日(水) 午後15時00分～17時00分
- 3・場所 有田町庁舎3階 第4・5会議室

4・付議事項

日程第1 議事録署名委員の指名

- 日程第2 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について(1件)
議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について(1件)
議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について(1件)
議案第4号 農業経営基盤強化促進法による利用権設定について(2件)
報 告 農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について(1件)

その他 農地パトロールについて
転作確認について

5・出席者

議席番号	出	欠	委員名	議席番号	出	欠	委員名
(14)会長	○		藤 俊信	6	○		福島 晴人
(13)副会長	○		庄山 嘉	7	○		藤井 和義
1	○		前田 稔	8	○		北川 利和
2	○		福島 強志	9	○		古川 正義
3	○		空閑 久生	10	○		川尻 宗代
4	○		岩永 嘉之	11	○		福田 タエ子
5	○		山口 則久	12	○		石橋 和馬

○農業委員会総会議事録

○事務局

定刻になりましたので、只今から平成27年第7回有田町農業委員会総会を開会いたします。はじめに藤会長より、ご挨拶をお願いいたします。

○会長挨拶

こんにちは。田植えもほぼ完了したようです。私は、先日のJA伊万里の通常総代会に出席しましたが、農業委員さんが理事や代議員に多くなっていらっしゃるようです。重要な責務を果たされているのだと改めて確認しました。

また、農業委員会制度の議案も国会で通過しました。有田町での任期変更には影響ないようですが、今後においていろいろ問題が発生することになりそうです。有田町議会での議案制定等も、行わなければなりません。

7月からは転作確認や農地パトロールの業務も始めなければなりませんので、宜しくお願いします。

○事務局

只今の出席委員は14名中14名です。定足数に達しておりますので、総会は成立いたします。それでは有田町農業委員会会議規則により、議長は会長が務めることとなっておりますので、以降の議事進行は藤会長をお願いいたします。

○議長

日程第1 議事録署名委員の指名を行います。有田町農業委員会会議規則第9条第1項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。(異議なしの声)

それでは本日の署名委員は、7番(藤井)、8番(北川)委員にお願いします。

○議長

続きまして、日程第2 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請1番を議題といたします。事務局より説明をお願いします。

○事務局

まず、議案書の1ページに申請内容を記載し、3ページから7ページにかけてはその資料となっております。

～議案書を朗読～

今回の申請は、経営委譲年金受給のための再設定となります。親子間での譲渡です。

借受人については、面積要件・取得する農地の利用状況、権利の取得後の常時従事状況、周辺農地との関係要件は問題ないと思われまので、農地法第3条の2項の許可条件は満たしています。

○議 長

説明が終わりました。今回の申請地については筆数が多いため、現地確認ではなく事前に事務局で確認を行っています。質問のある方は挙手をもって質問してください。

○議 長

質問がないようでしたら、採決に移ります。農地法第3条の申請1番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。全員賛成により、農地法第3条1番の申請は許可されました。

続きまして、議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請1番を議題といたします。事務局より説明をお願いします。

○事務局

議案書の8ページが申請内容で、9ページから10ページにかけてはその資料となっております。

～資料読上げ～

以上が申請内容ですが、排水等についても現状と変わらないため、特に問題ないと思われま。

○議 長

事務局より説明が終わりました。現地確認委員の確認説明をお願いします。

○5 番

申請地は、〇〇地区にある農地です。現地は、別途補助による樹木を植林されており、地目の転用に該当すると判断します。

○議 長

確認者の説明が終わりました。質問のある方は挙手をもって質問してください。

○9 番

植林してあるからと、地目の変更が簡単にできるのですか。

○事務局

農業委員会の許可書を添付して、申請者が法務局へ転用申請をされますと、法務局では現地確認されます。樹木が小さいと、簡単には許可はでないと聞いています。通常、5ヵ年程度の植林経過後が必要かと思います。

○11番

私が以前申請した事例では、法務局での現地確認において胸高直径や樹高を丁寧に調査されました。樹種により生育速度の違いはありますが、10年ぐらい植林してから経たないと許可は出ないように当時は聞きました。

○議長

これは重要な問題ですので、事務局において法務局の見解を確認し、次回の総会で報告してください。

○事務局

はい。

○議長

他に質問がないようですので、これから採決に移ります。議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請1番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。

全員賛成により、農地法第4条の申請1番は許可相当として、県知事に意見書を送付いたします。

続きまして、議案第3号 農地法第5条の規定による申請1番を議題といたします。事務局より説明をお願いします。

○事務局

議案書の11ページが申請内容で、12ページから14ページにかけてはその資料となっております。

～資料読上げ～

以上が申請内容ですが、排水等についても下水道への接続となっており、特に問題ないと思われま

○議長

事務局より説明が終わりました。現地確認委員の確認説明をお願いします。

○4 番

申請地は、○○地区にある農地です。周辺の農地への影響もないので、問題はないと思います。

○議 長

確認者の説明が終わりました。質問のある方は挙手をもって質問してください。

○9 番

対象土地の南は、町道ではないのですか。

○事務局

細く水と記載されている筆があります。これは、町道の排水路ではなく、公有水面です。但し、機能としては農業用水路かと思います。

○議 長

他に質問がないようですので、これから採決に移ります。議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請1番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。

全員賛成により、農地法第5条1番の申請は許可相当として、県知事に意見書を送付いたします。

続きまして、議案第4号1番 農業経営基盤強化促進法第12条第4項の規定による農用地利用集積計画の町長に対する要請について、事務局より説明をお願いします。

○事務局

資料の15ページから17ページをご覧ください。

農業経営基盤強化促進法第12条第1項の規定による農用地の利用調整の結果、利用権設定等推進事業の実施が必要と認められたので、町長に対し要請するものです。

～資料の説明～

以上の計画要請の内容は、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第12条第4項の要件を満たしていると考えます。

○議 長

説明が終わりました。質問のある方は挙手をもって質問してください。

○議 長

質問がないようですので、これから採決に移ります。議案第4号1番について、集積計画の作成を要請することに賛成の方の挙手を求めます。

全員賛成により、議案第4号1番は承認されました。

承認を得ましたので、農業経営基盤強化促進法第12条第4項の規定により、農用地利用集積計画を作成するよう要請することといたします。

続きまして、議案第4号2番 農業経営基盤強化促進法第12条第4項の規定による農用地利用集積計画の町長に対する要請について、事務局より説明をお願いします。

○事務局

資料の18ページから21ページをご覧ください。

農業経営基盤強化促進法第12条第1項の規定による農用地の利用調整の結果、利用権設定等促進事業の実施が必要と認められたので、町長に対し要請するものです。

～資料の説明～

以上の計画要請の内容は、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第12条第4項の要件を満たしていると考えます。

○議 長

説明が終わりました。質問のある方は挙手をもって質問してください。

○3 番

利用権の設定者と受ける者との関係は。

○事務局

受ける〇〇氏の母親と設定者が兄弟です。近くに依頼するような親族がいないために、今回設定されたようです。

○議 長

質疑が終わりました。これから採決に移ります。議案第4号2番について、集積計画の作成を要請することに賛成の方の挙手を求めます。

全員賛成により、議案第4号2番は承認されました。

承認を得ましたので、農業経営基盤強化促進法第12条第4項の規定により、農用地利用集積計画を作成するよう要請することといたします。

○議長

続きまして、報告事項の説明を事務局からお願いします。

○事務局

資料の22ページをご覧ください。

今回、〇〇さんの息子さんが、今後耕作されるということで、合意解約通知を提出されています。

○議長

それでは、以上で本日の日程は全部終了しました。

平成27年第7回有田町農業委員会総会を閉会いたします。お疲れ様でした。

次回は8月3日（月）の予定です。

総会 17時 終了

上記は会議録として書記の記載するとおりであるので、ここに署名する。

有田町農業委員会会長 署名

署名 7番

署名 8番

書記 木寺 正文